

## 死亡届を出された後の手続きについて

死亡届を出されたら、下記の手続きも必要になります。

担当窓口	対象者	お持ちいただくもの	期間
①市民課 TEL 43-3623	●市民窓口係 世帯主だった方	世帯主変更届をしてください。 (亡くなられた世帯主の他に世帯員が2人以上いらっしゃる場合) ・印鑑 ・本人確認できるもの	亡くなられた日から14日以内
TEL 43-1221	●国民年金係 国民年金に加入していた方	・国民年金手帳証書 ・印鑑 ・住民異動届(死亡)の写し ※ 戸籍等が必要な場合もあります。	速やかに
②健康管理課 TEL 43-0378	●国保係 国民健康保険に加入していた方	・国民健康保険証 ・印鑑 ・住民異動届(死亡)の写し ・各種認定証など ・葬祭費振込先の通帳  (上記に加え70歳から74歳の方) ・高齢受給者証	速やかに
	●高齢者医療係 後期高齢者医療保険に加入していた方	(75歳以上の方) ・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・住民異動届(死亡)の写し ・各種認定証など ・葬祭費振込先の通帳	速やかに
TEL 43-3024	●介護保険係 65歳以上の方	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担限度額認定証 ・印鑑 ・通帳	速やかに
③福祉事務所 TEL 43-0376	福祉関係の手当を受給していた方	※ 担当窓口にお尋ねください。	速やかに
	福祉電話を利用されていた方		
④税務課 TEL 43-1197	●資産税係 土地・建物等をお持ちの方及びその納税管理人など	・印鑑 ※ 戸籍等の写しが必要になる場合がありますので、担当窓口にお尋ねください。	速やかに
TEL 32-1109	●市民税係 軽自動車・バイク・農耕車等を所有されていた方	※ 担当窓口にお尋ねください。	速やかに
TEL 32-1001 TEL 32-1002	●納税係 亡くなられた方の市税・国保税に関して未納のある方、または納付状況がわからない方	※ 担当窓口にお尋ねください。	速やかに
⑤建築住宅課 TEL 43-0379	市営住宅に入居していた方	※ 担当窓口にお尋ねください。	速やかに

※「住民異動届(死亡)の写し」が必要な方でお手元がない場合は、各手続きの前に市民課窓口にてその旨をお申し出ください。

※ご不明な点について、まずは担当窓口にお電話ください。

裏面に続きます→

担当窓口	対象者	お持ちいただくもの	期間
⑥農政課 Tel 32-1003	●園芸特産係 農業を営まれていた方 ※農業用廃プラスチックのデポジット手続き	※ 担当窓口にお尋ねください。	速やかに
(コミュニティセンター1階) ⑦生活環境課 Tel 43-3485	市営墓地を使用・管理されていた方	・市営墓地使用許可書 ・印鑑 ※ 内容によって異なるため、担当窓口にお尋ねください。	速やかに
(西庁舎) ⑧農業委員会 Tel 43-3595	農業者年金に加入していた方	・農業者年金被保険者証 (農業者年金証書) ・印鑑 ・死亡事項の記載されている戸籍等 ※ 内容によって異なるため、担当窓口にお尋ねください。	亡くなられた日から10日以内
	農地を所有していた方	農地の相続が完了し農地の権利を取得したときは、届出をしてください。 ※詳しくは担当窓口にお尋ねください。	相続で農地の権利を取得したら速やかに
(西庁舎) ⑨上下水道課 Tel 43-1325	上下水道の契約者だった方	※ 担当窓口にお尋ねください。	速やかに
	下水道に接続されている家にお住まいで、井戸水を使用していた方		
⑩一ツ瀬企業団 Tel 35-1381	茶臼原周辺地区に居住している方で、一ツ瀬企業団の水道を利用されている方	※ 一ツ瀬企業団に電話にてお尋ねください。	速やかに

※生活環境課は、コミュニティセンターの1階です。

※農業委員会・上下水道課は、西都児湯医療センターの向かい（市役所西庁舎）です。

不動産の相続に関する登記については、宮崎地方法務局高鍋出張所（23-0352）へご相談ください。

担当窓口	対象者	お持ちいただくもの	期間
宮崎地方法務局 高鍋出張所 Tel (0983) 23-0352	土地・建物を相続された方	・亡くなった方の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・亡くなった方の住民票の除票 ・相続された方の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・相続された方の住民票の写し ・上記以外に必要な書類がありますので、法務局にお尋ねください。	速やかに